

小田急金森わさびだ自治会 会則 (令和4年度改定)

第1章 総 則

第1条 名 称

自治会の名称を小田急金森わさびだ自治会とする。

第2条 会 員

自治会は小田急金森団地の柳橋公園を中心とする地域(自治会住宅案内図に示す)の居住者世帯をもって構成する。

第3条 所 在 地

自治会の所在地は会長宅とする。

第2章 目的および事業

第4条 目 的

自治会は会員相互の親睦、ならびに関係団体・行政組織(町田市等)との協調を基に地域の防犯・防災に努め、治安の維持・向上を図り、また生活環境の整備により住み良い街づくりを行うことを目的とする。

第5条 事 業

前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員の親睦に関すること。
- (2) 防犯活動に関すること。
- (3) 防災活動に関すること。
- (4) 関連団体との連絡・調整に関すること。
- (5) 行政(町田市)の情報収集および連絡・協議に関すること。
- (6) その他自治会の目的達成に必要な事業。

第3章 役員ならびにブロック長

第6条 役員ならびにブロック長

- 1 自治会に次の役員を置く。また業務上不具合なければ兼務を可とする。必要がある場合は、会長以外の役員数を増やすことができる。

(1) 会 長	1 名
(2) 副 会 長	1 名
(3) 防 犯 部	1 名
(4) 防 災 部	1 名
(5) 会 計	1 名
(6) 会計監査	1 名
(7) 事 務 局	1 名

- 2 各ブロックに1名のブロック長を置く。また業務上不具合なければ役員との兼務を可とする。

第7条 役員ならびにブロック長の選出

- 1 役員の選出

- (1) 役員会は役員の候補者を選出する。選出された候補者は総会の議決・承認を得て役員に就任する。
- (2) 役員候補者選出の方法は別に定める「自治会役員候補者選出基準」による。

2 ブロック長の選出

各ブロックは輪番制等によりブロック長を選出する。選出されたブロック長は役員会ならびに総会の報告事項とする。

第8条 役員ならびにブロック長の任務

1 役員の任務

- (1) 会 長 自治会を代表し、統括する。
- (2) 副 会 長 会長を補佐し、会長不在時はその職務を代行する。
- (3) 防 犯 部 防犯に関する業務を取りまとめる。
- (4) 防 災 部 防災に関する業務を取りまとめる。
- (5) 会 計 出納事務を処理し、関連書類を管理する。
- (6) 会計監査 会計監査を行う。
- (7) 事 務 局 自治会ならびに各部門の業務(ホームページの管理を含む)を支援し、自治会活動の円滑な運営を促進する。

2 ブロック長の任務

ブロックの取りまとめを行う。

第9条 役員ならびにブロック長の任期

- 1 役員の任期は1期1年とするが、再任を妨げない。ただし同じ役員を引き続き4年を超えることはできない。
- 2 ブロック長の任期は1期1年とする
- 3 期中に就任した役員ならびにブロック長の任期は前任者の残任期間とする。

第10条 会議の種類

- 1 会議は総会、役員会ならびに連絡会とする。
- 2 総会は自治会の最高議決機関であり、定時総会ならびに臨時総会とし、1世帯1名をもって構成する。
- 3 役員会は第6条1項の役員をもって構成する。
- 4 連絡会は第6条の役員ならびにブロック長をもって構成する。

第11条 会議の招集

- 1 定時総会は年1回開催する。
- 2 臨時総会は会員の3分の1以上の請求があったとき、および役員会で開催議決があったときに会長が招集する。
- 3 役員会ならびに連絡会は必要に応じ会長が招集する。

第12条 議決事項

総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業報告ならびに決算の承認
- (2) 事業計画ならびに予算案の承認
- (3) 役員の選任
- (4) 会則の改廃
- (5) その他の重要事項。なお、急を要する重要事項については役員会で議決・

執行し、次の総会にて承認を受ける。

第13条 会議の成立要件ならびに議決

- 1 会議は構成員の過半数の出席をもって成立する。ただし、やむを得ない事情により出席できない者は、委任状の提出により出席者に加える。
- 2 議決は出席者の過半数の賛成による。

第4章 組 織

第14条 組 織

- 1 自治会のラインとしてブロックをおく。また自治会のスタッフ機能として防犯部ならびに防災部をおく。必要がある場合は臨時の部を設けることができる。
- 2 広域問題に対応すべく町内会・自治会連合会の組織に加入する。

第5章 会 計

第15条 会計年度

毎年4月1日から翌年3月31日とする。

第16条 収 入

自治会会費ならびに補助金および寄付金。

第17条 自治会会費

- 1 1世帯月額100円とし、4月ならびに10月に夫々6ヶ月分を各ブロックごとに徴収し、会計に納付する。なお4月の徴収時には1年分を前納できる。
- 2 新たに自治会に入会する場合、入会する月からの会費を徴収する。
- 3 自治会を退会する場合、退会する翌月以降の会費前納分を返還する。

第6章 会計監査

第18条 監査と報告

会計監査は会計年度終了後監査を行い、総会に報告する。

第7章 自治会入会ならびに自治会退会

第19条 自治会入会

- 1 自治会に入会の申し出があった場合、当該地区のブロック長は自治会の主旨を説明するとともに、速やかに会長へ報告する。
- 2 会長は役員会に諮り、入会の可否を決定する。

第20条 自治会退会

- 1 自治会の区域内に居住しなくなったとき。
- 2 本人から申し出があったとき。

第8章 付 則

- 1 会則の改廃は総会の議決を経なければならない。
- 2 会則の実施に当たり、必要があれば細則を定めることが出来る。
- 3 役員会にて細則を制定した場合は、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

4 会則は、平成17年4月1日から施行する。

平成18年5月21日	一部改正	(第3章役員数変更、第5章会費前納制導入、第7章入退会取扱方法)
平成19年5月20日	一部改正	(第3章ブロック長選出輪番制導入、その他役員選出方法、役員任期変更)
平成20年5月18日	一部改正	(第3章役員の兼務可、ブロック長人数をブロック数に変更)
平成21年5月17日	一部改正	(第8章弔慰金制度の導入)
平成27年4月19日	一部改正	(第8章弔慰金の項削除)
平成28年4月24日	一部改正	(第1章総則表現簡素化、第3章役員数変更、ブロック長位置付け変更、役員候補者選出基準変更、役員任期変更、会議の種類変更)
令和2年4月26日	一部改正	(第1章総則第3条事務所を所在地に変更、細則第3章第7条1項(2)「自治会役員候補者選出基準」4.の解釈明確化)
令和4年5月15日	一部改正	(第3章第8条1項(7)事務局の任務にホームページの管理を加える)

細則 第3章 第7条 1項(2)「自治会役員候補者選出基準」

1. 次期役員候補者の選出は、この「自治会役員候補者選出基準」に基づき、当年度の役員会が主導し実施する。
2. 次期役員候補者の選出に当っては、先ず、全会員を対象に役員候補者の立候補と推薦を公募する。(公募時期は当年度12月～1月中旬を目途)
3. 次期役員候補者は、立候補者、推薦候補者を含め、先ず役職を定めずに定数を選出することとする。立候補者、推薦候補者が定数を超えた場合は全員を選出する。
4. 立候補者、推薦候補者で定数に達しない場合は、定数に不足する人数の半数程度を当年度役員から留任させ、残りの人数を当年度ブロック長から選任する。
5. 当年度役員からの留任候補者は役員間の協議と互選で選出する。協議と互選で選出できない場合は投票で選出する。但し、同一役員が本人の意思に反して長期に亘り連続(例えば4年連続等)して就任することの無いよう配慮する。
6. ブロック長からの役員候補者は、ブロック長間の協議と互選で選出する。必要に応じ役員会は協力するが、協議と互選で選出できない場合は投票で選出する。
7. 次期役員候補者の選出後、先ず会長候補者を候補者間の協議と互選に基づき選出する。協議と互選で選出できない場合は投票の過半数を以って選出する。
8. 次期会長候補者は他の役員候補者と協議し、副会長、防犯部、防災部、会計、会計監査、事務局の各役員候補者を選出する。会長候補者以外は複数を選出することができる(この場合、役員候補者数は増加し7名を超える)。
9. この細則は平成28年4月24日から施行する。